

改正

平成17年9月27日要綱第32号

平成23年7月22日要綱第33号

平成25年1月8日要綱第1号

令和4年2月17日要綱第5号

播磨町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するため、播磨町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 播磨町障害者計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者当事者又はその家族
- (3) 保健、医療、福祉及び雇用機関の関係者
- (4) 地域活動関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、障害者福祉計画の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。